

福島第二原子力発電所 4号炉における第1回定期事業者検査の延長について

- 2021年4月28日、原子炉等規制法に基づき、1～4号炉の定期事業者検査の計画等に関する定期事業者検査報告書（定期事業者検査開始時）を、原子力規制委員会へ提出いたしました。（2021年4月28日お知らせ済み）
- 本計画に基づき、2021年6月14日から開始した4号炉の定期事業者検査において、非常用ディーゼル発電機*（B）の運転性能検査前の点検を実施したところ、6月23日に屋外にある排気管から白い水蒸気のようなものを確認したため、6月30日終了予定だった定期事業者検査を延長いたします。
* 非常用ディーゼル発電機：所内電源喪失時に所内へ電源を供給するためのディーゼルエンジン駆動の非常用発電機。
- なお、当該非常用ディーゼル発電機（B）の排気管から白い水蒸気のようなものが確認されておりますが、万が一、外部電源が喪失した場合でも、他の非常用ディーゼル発電機により所内へ電源を供給することが可能であることから、プラントの安定維持に影響はありません。
また、検査終了日については、当該非常用ディーゼル発電機（B）の原因等の調査結果を踏まえ改めてお知らせいたします。
- 引き続き安全確保を最優先にプラントの安定維持に取り組んでまいります。

<参考> 白い水蒸気のようなものを確認した当該排気管（屋外）

